



平成25年4月から中学生(満15歳到達後最初の3月31日まで)まで医療費助成を「拡大」しました。

※入院のみ対象

1. 拡大対象者

○町内に住所を有し、健康保険の資格のある15歳(15歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者を含む)までの児童。

○保護者の所得制限があり、児童手当法(特例給付)と同様の所得制限を適用します。

2. 助成内容

○平成25年4月診療分以降の保険適用となる入院医療費の自己負担分(健康保険から支給される高額療養費・附加給付を除く)から一部自己負担を控除した額および入院時食事療養標準負担額(食費)を助成します。

※一部自己負担:1日につき500円。同月内、2日目まで(食費は一部自己負担なし)

3. 申請に必要な物

○領収書の原本(受診者氏名・保険点数・診療日数・金額・病院名の記載があるもの)

○印鑑

○対象児童の健康保険証

○保護者名義の振込先が分かるもの

○保護者の所得証明書

※入院月の属する年の1月1日時点(入院月が1月～6月の場合は、前年の1月1日時点)で保護者の住民票が豊能町になく、豊能町で

課税となっていない方のみ必要

○*加入保険の支給決定通知

※高額療養費・附加給付制度に該当する場合(各保険者までお問い合わせください)

4. その他

○小中学生には「医療証」を交付しておりませんので、事前の手続きは必要ありません。

お知らせ

平成25年4月から未熟児養育医療給付は対象者の居住する市町村で行うこととなりました。

▼問合せII 保険課

☎ 739-3422

自動車税の納期限は5月31日(金)です

納税通知書に記載の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、クレジットカード(インターネットによる手続き)で納期限までにお納めください。

▼問合せII 大阪府自動車税コールセンター

☎ 0570-020156 (ふせい)

コール)



府税マスコット「タッピー」

医療費助成制度のお知らせ

豊能町に居住し、住民基本台帳に記録されており、次の条件を満たす方を対象に医療費の一部を助成しています。該当される方は、保険課または吉川支所で申請してください。また、転出等の資格喪失事由が発生した場合はすみやかに届け出をお願いします。

区分	対象者	所得制限	申請に必要なもの
1. 乳幼児等医療助成	①小学校入学前の子ども(6歳になる年度の3月31日まで) < 通院・入院とも助成 > ②小学生・中学生(15歳になる年度の3月31日まで) < 入院のみ助成 > ※②は医療証交付なし	有	①子どもの健康保険証 ②認印 ③保護者の所得証明書(平成24年1月2日以降に転入された方のみ必要となります)
2. ひとり親家庭医療助成	①ひとり親家庭の児童(18歳になる年度の3月31日まで) ②対象児童を監護している母または父 ③対象児童を養育している養育者	有	①健康保険証 ②児童扶養手当証書または、戸籍謄本・遺族年金証書など ③認印 ④所得証明書(平成24年1月2日以降に転入された方のみ必要となります)
3. 障害者医療助成(65歳未満の方)	①身体障害者手帳(1級・2級)を所持している方 ②知的障害が「A」判定の療育手帳を所持している方 ③知的障害が「B1」判定の療育手帳と身体障害者手帳(等級は問いません)の両方を所持している方	有	①健康保険証 ②身体障害者手帳、療育手帳 ③認印 ④所得証明書(平成24年1月2日以降に転入された方のみ必要となります)
4. 老人医療助成(一部負担金相当額等一部助成)(65歳以上の方)	①ひとり親家庭医療に該当する方(区分2の対象者を参照) ②障害者医療に該当する方(区分3の対象者を参照) ③自立支援医療受給者証(精神通院)を所持している方 ④結核にかかる医療で患者票を所持している方 ⑤特定疾患医療受給者証・特定疾患登録者証を所持している方	有	①健康保険証または後期高齢者医療被保険者証 ②該当する手帳、受給者証など ③認印 ④所得証明書(平成24年1月2日以降に転入された方のみ必要となります)

▶提出先=保険課・吉川支所 ▶問合せ=保険課 ☎ 739-3422

税務署からのお知らせ

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください。

インターネットを利用できるパソコンがあれば簡単な手続きで利用可能です。インターネットバンキングの契約も不要で、金融機関や税務署の窓口へ出向く必要ありません。

また、電子納税に電子証明書やICカードリーダーも不要で、徴収高計算書の送信にも電子計算書は不要です。特に源泉所得税を納めている方におすすです。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。(http://www.nta.go.jp/)

▼問合せ 豊能税務署 管理運営部門
☎ 751-2441

公売財産の情報

豊能税務署では、国税の滞納により差し押さえている財産の公売を実施します。

▼日 時 6月4日(火)

▼場 所 大阪合同庁舎第3号館15階
(大阪国税局 公売場)

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。(http://www.nta.go.jp/)

▼問合せ 豊能税務署 徴収部門
☎ 751-2441

固定資産税・軽自動車税の納税通知書を発送します

5月31日(金)は、固定資産税第1期分および軽自動車税の納期限です。

納税通知書は、5月10日(金)に発送する予定ですので、お手元に届きましたら内容をご確認いただき、納期限までにお納めくださいますようお願いいたします。

また、口座振替のお申込みをいただいている方も、同日に、指定の口座から自動振り替えされますので、預金等の残額をご確認ください。

なお、町府民税(普通徴収および年金特別徴収分)の納税通知書は6月10日(月)に発送を予定しています。

納税には、便利な口座振替をご利用ください

【口座振替取扱金融機関】

三井住友銀行・池田泉州銀行・大阪北部農業協同組合・三菱東京UFJ銀行・りそな銀行・ゆうちょ銀行
口座振替を希望される方は、役場税務課または吉川支所で手続きができます。申込書の郵送も可能ですので税務課までお問合せください。

各税目の納期限の40日前までにお申し込みください。

納税相談を行っています

納税の公平性を期するため、納期限内に納付いただけない場合は、差押えなどの滞納処分をすることになります。何らかの理由により、税金を納期限内に納付できない方は、納期限までにご連絡ください。

税 目	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分
固定資産税	5月31日(金)	7月31日(水)	9月30日(月)	1月6日(月)
軽自動車税	5月31日(金)	-	-	-
町府民税	7月1日(月)	9月2日(月)	10月31日(木)	1月31日(金)

▶問合せ = 税務課 ☎ 739-3410

(広告)



豊かな緑に包まれた、明るい公園墓地

宝塚すみれ墓苑

宝塚市立

所在地: 宝塚市下佐曽利字大谷1-66

豊能町役場から車で約60分

※阪急山本駅発 路線バス運行中!
(原則第一日曜日)

使用者募集!!

2㎡(1区画)・・・48万2千円～
(3㎡・4㎡・6㎡・芝生区画もあります。)

受付開始 ▶ **5/17(金)～**
【宝塚市民は5/10(金)～】

■ **現地見学会 5/25(土)・26(日)**
*説明会開催日は、阪急山本駅より無料送迎バス(要予約)あり

豊能町民の方 改葬・生前
どなたでも応募いただけます

まずは
お気軽に
ご相談を!

お問い合わせ先

宝塚市役所 生活環境課 TEL.0797-77-2146

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 http://www.city.takarazuka.hyogo.jp

※受付時間/平日9:00～17:30
時間外はFAX(0797-71-1159)へ

● ● ● ● ● 軽自動車税の減免申請について ● ● ● ● ●

心身等に障害のある人などが所有する軽自動車等は、申請により1台に限り軽自動車税が減免されます。(ただし、一定の条件を満たす場合に限りです。詳しくは税務課までお問い合わせください。)

減免申請は毎年必要です。既に減免を受けておられる方も下記により申請してください。

▶申請期限=5月24日(金)※納期限7日前

本人運転の場合	家族運転・介護者運転の場合
<ol style="list-style-type: none"> 1. 軽自動車税減免申請書 (税務課および吉川支所の窓口にあります。) 2. 軽自動車税納税通知書 (5月10日(金) 発送予定) 3. 自動車検査証(車検証)の原本 4. 運転免許証(運転する方のもの)の原本 5. 障害者手帳 6. 印鑑 	<p>【家族運転(同居の場合)】・・・左記の1～6のほか</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 使用目的を証する書類 (通院証明書、通学証明書、通所証明書、通勤証明書、 児童施設在所証明書など使用目的を明らかにする書類) ※証明日は、減免申請する年度の4月1日以降に発行のもの <p>【家族運転(別居の場合)】・・・上記の1～7のほか</p> <ol style="list-style-type: none"> 8. 扶養関係がわかる書類 (健康保険証、源泉徴収票など) <p>【介護者運転の場合】・・・左記の1～6のほか</p> <ol style="list-style-type: none"> 9. 自動車運行計画証明書 10. 誓約書

▶問合せ=税務課 739-3417

今月の相談窓口 —お気軽にご相談ください— 5月	相談	実施場所・日時		相談場所
	人権相談 (人権擁護委員)	13日(月)	午後1時30分～4時	吉川支所 ※直接会場へお越しください。電話相談も受け付けています。▶問合せ=住民人権課(☎739・3402)
生活・人権相談 (女性相談を含む)	毎週火曜日	午前9時～午後5時	中央公民館 相談室	
	毎週水・木・土曜日		西公民館 相談室	
	毎週金曜日		ふれあい文化センター	
	※生活上のさまざまな問題、人権に関する課題や、配偶者、恋人からの暴力等おもに女性に対する問題などの相談 ※面接相談(直接、相談場所へお越しください。) 電話相談▶とよの人権地域協議会(☎743・3964)			
ひとり親家庭等の相談	9日(木)	午前10時～午後4時	住民人権課 ※就労支援、子育て生活支援、養育費、離婚前などの相談 ※相談員:府母子自立支援員 ▶問合せ=住民人権課(☎739・3420)▶申込み=池田子ども家庭センター生活福祉課(☎752・7948)(電話による相談も可)	
行政相談	8日(水)	午後2時～4時	役場本庁	
	15日(水)	(受付は午後3時まで)	吉川支所	
▶問合せ=総務課(☎739・3414)				
法律相談	相談日	申込締切日	午後1時～4時(1人30分)	吉川支所
	7日(火)	2日(木)		
	21日(火)	17日(金)		
	翌月は6月4日(火)・18日(火)			
▶申込み=秘書広報課(☎739・3413)				
障害者相談 (福祉サービスの相談)	1日(水)	午後1時～4時	保健福祉センター ▶問合せ=住民人権課(☎739・3420)▶申込み=福祉相談くすのき(☎752・1831)	
消費生活相談	毎週月・水・木曜日(祝日を除く)	午前9時～午後5時	農林商工課 ※農林商工課 消費生活コーナーまでお電話ください。(☎739・0001 内線255) 要予約	
雇用・就労・労働相談	8日(水)	午後5時30分～7時30分	西公民館 相談室 ※人事管理・能力開発・職場対人関係などの相談 ※相談員:社会保険労務士 ▶申込み・問合せ=農林商工課(☎739・3424)	
障害者雇用相談	今月の相談はありません ▶問合せ=農林商工課(☎739・3424)			
教育勉強相談	毎週火・水・金曜日(祝日を除く)	午前9時～正午/午後1時～4時	西公民館 ふれあいルーム	
	第2土曜日		西公民館 ふれあいルーム	
	第4土曜日		中央公民館 教育相談室	
	※勉強に関する悩みや学校生活で困っていることなど、ご相談ください。進学資金や奨学金の相談も行っています。 ※相談員:佐久裕機教育専門主事(前 光風台小学校長)☎738・5399(ふれあいルーム) ※臨床心理士に相談したい場合は、教育支援課(☎739・3427)までご連絡ください。			
児童家庭相談	毎週月～金曜日	午前9時～午後5時	教育支援課 児童家庭相談窓口 ※養護や育成に関すること、児童虐待に関することなどの相談 ※面接相談(直接、相談場所へお越しください。) ※電話相談 ▶教育支援課(☎739・3427)	

●役場本庁 ☎739・0001(代) ※相談の内容について詳しく知りたい場合も、お気軽に各窓口までお問い合わせください。